

第三部 成年後見制度利用促進計画



成年後見制度利用促進計画の策定に あたって

1 計画策定の背景と趣旨

(1) 背景と趣旨

成年後見制度は、認知症や知的障害、精神障害等の理由で判断能力が十分ではない人が、財産管理や福祉サービス等の契約締結など、必要な手続きを行う場合に、ご本人の権利を守り、生活を支援する制度です。

国は、本制度が高齢者や障害者を支える重要な制度であるにもかかわらず、全国的に十分に活用されていないことから、平成28年5月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」を施行し、平成29年3月に「成年後見制度利用促進計画」を策定しました。

成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第1項には、市町村の講ずる措置として、国の基本計画を勘案し、成年後見制度の利用促進に関する施策について、①誰もが個人としての尊厳を重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活が保障される、②意思決定の支援が適切に行われ、自発的意思が尊重される、③財産の管理のみならず、身上の保護が適切に行われる、という3つの理念を踏まえ、基本的な計画を定めるよう努めることとされています。

本市においても、高齢化の進行や障害者手帳所持者の増加等により、本人の意思決定支援や身の保護の必要性が高まっています。また、成年後見人等の担い手の不足や、負担の増加などの事態が生じております。

このことから、権利擁護支援が必要な方が、適切に成年後見制度を利用できる体制を整備し、意思決定支援を得て「誰もがいきいきと生活できる地域共生のまち」の実現を目指すため、本計画を策定します。

(2) 成年後見制度について

認知症や知的障害、精神障害等によって物事を判断する能力が十分ではない方の権利を守る、後見人・保佐人・補助人（以下、「後見人等」という。）を家庭裁判所が選任し、対象者を法律的に支援する制度です。

選任された後見人等が預貯金等の管理や介護サービス等の利用契約を行うことにより、対象者の財産や生活を守ることができます。

■成年後見制度の種類

成年後見制度は、大きく分けて2つ、法定後見制度と任意後見制度があります。

■法定後見制度

本人の判断能力に応じて、後見・保佐・補助の3つの類型から、家庭裁判所が選任した後見人等が本人を支援します。

■後見、保佐、補助の違い

	後見	保佐	補助
対象者	判断能力がほとんどない方	判断能力が著しく不十分	判断能力が不十分
申立ができる人	本人・配偶者・四親等内の親族・市町村長等		
代理権	財産に関する全ての法律行為 (本人同意は不要)	本人同意を得た上で、家庭裁判所が定める特定の法律行為	
同意権・取消権	日常生活に関する行為 (日用品の買物等) 以外の行為	法律上定められた重要な行為(相続の承認・住宅改築等)	本人同意を得た上で家庭裁判所が定めた特定の法律行為

代理権：後見人等が本人に代わって、契約等の法律行為を行える権限

同意権：本人が契約等の法律行為を行う場合には、後見人等の同意が必要であるという権限

取消権：後見人等の同意がないまま、本人が法律行為等を行った場合、取り消せる権限

■任意後見制度

本人に十分な判断能力があるうちに、あらかじめ本人自らが選んだ人（任意後見人）に、判断能力が低下した場合に、代わって行ってもらいたいことを契約で定めておく制度。

本人の判断能力が低下した際に、親族や任意後見人受任者が申立を行い、任意後見監督人が選任されることで契約の効力が生じます。



1 成年後見制度の利用に関する現状

(1) 全国の成年後見制度の利用状況

①成年後見制度の申立て件数（過去5年間・全国）

成年後見制度の申立て件数のうち、総数は毎年増減を繰り返しており、直近では僅かに減少したものの、平成30年と比較すると3千件以上の増加となっている。

類型/年度	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
後見	27,989件	26,476件	26,367件	28,052件	27,988件
保佐	6,297件	6,745件	7,530件	8,178件	8,200件
補助	1,499件	1,990件	2,600件	2,795件	2,652件
任意後見	764件	748件	738件	784件	879件
総数	36,549件	35,959件	37,235件	39,809件	39,719件

資料：最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況」

②成年後見制度利用者数（過去5年間・全国）

全国の成年後見制度の利用者数は毎年増加しており、類型ごとの利用者数も増加し続けている。

類型/年度	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
後見	169,583人	171,858人	174,680人	177,244人	178,316人
保佐	35,844人	38,949人	42,569人	46,200人	49,134人
補助	10,064人	10,983人	12,383人	13,826人	14,898人
任意後見	2,611人	2,652人	2,655人	2,663人	2,739人
総数	218,102人	224,442人	232,287人	239,933人	245,087人

資料：最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況」

(2) 君津市の成年後見制度の利用状況

①千葉家庭裁判所木更津支部管内における君津市の成年後見制度利用者的人数

類型/年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
後見	60人	64人	66人	69人
保佐	21人	22人	23人	25人
補助	1人	3人	2人	7人
法定後見合計	82人	89人	91人	101人
任意後見	0人	0人	0人	1人

資料：千葉家庭裁判所

②市長申立て件数の推移

課/年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
高齢者支援課	4件	0件	5件	2件
障がい福祉課	0件	2件	0件	2件
合計	4件	2件	5件	4件

資料：高齢者支援課、障がい福祉課

③成年後見人等に対する報酬助成件数の推移

報酬助成の件数は、高齢者支援課と障がい福祉課の双方で増加傾向にあります。

課/年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
高齢者支援課	4件	4件	4件	7件
障がい福祉課	1件	1件	3件	5件
合計	5件	5件	7件	12件

資料：高齢者支援課、障がい福祉課

④きみつ成年後見支援センター 法人後見受任件数

きみつ成年後見支援センターでは、平成30年度より法人が後見人等の業務を担う「法人後見の受任事務」を開始しました。

類型/年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	合計(後見等)
後見	1件	0件	1件	0件	2件	4件
保佐	0件	2件	0件	1件	2件	5件
補助	1件	0件	0件	0件	1件	2件
任意後見	0件	0件	1件	1件	0件	2件
未成年後見	0件	0件	0件	1件	0件	1件
解除・終了	0件	0件	1件	1件	2件	4件
合計	2件	2件	1件	2件	3件	10件

資料：君津市社会福祉協議会

⑤きみつ成年後見支援センター 成年後見事業 年度別利用相談回数（延べ）

区分/年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
高齢者	63 件	40 件	110 件	81 件
知的障害者	6 件	10 件	7 件	18 件
精神障害者	17 件	37 件	45 件	19 件
その他	7 件	27 件	12 件	6 件
合計	93 件	114 件	174 件	124 件

資料：君津市社会福祉協議会

⑥きみつ成年後見支援センター 日常生活自立支援事業 利用者数

本事業の対象者は、将来的に成年後見制度へ移行する可能性があります。

区分/年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
年度当初契約数	28 人	30 人	27 人	28 人
当該年度契約者数	3 人	1 人	5 人	3 人
当該年度解約者数	1 人	4 人	4 人	2 人
年度末契約者数	30 人	27 人	28 人	29 人

資料：君津市社会福祉協議会

⑦きみつ成年後見支援センター 日常生活自立支援事業 利用相談回数（延べ）

区分/年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
高齢者	94 件	89 件	97 件	115 件
知的障害者	38 件	59 件	31 件	19 件
精神障害者	28 件	22 件	14 件	30 件
その他	0 件	13 件	5 件	6 件
合計	160 件	183 件	147 件	170 件

資料：君津市社会福祉協議会

2 成年後見制度に関する課題について

本計画の策定に向け、成年後見制度の利用促進における課題把握の基礎資料とするため、君津市地域福祉計画及び高齢者保健福祉計画、障害者基本計画でそれぞれ実施したアンケート内に、成年後見の利用等に関する設問を加えて実施しました。

(1) アンケート結果の概要

①地域福祉計画に関するアンケート 概要

- ・設問「地域における福祉の推進と行政の役割」では、「在宅福祉サービスの充実」に次いで「すべての人の人権が守られるまちづくり」が選択されており、権利擁護に対する関心が高いことが分かりました。
- ・成年後見制度の認知度に関する設問では、7割が「聞いたことはある/知らない」であり、制度の認知度が低いことが判明しています。

■市民及び事業者の回答（自由意見）

- ・家族がいないまたは関係性が悪く、権利が守られていない認知症高齢者がいる
- ・障害者の親が亡くなった後のことが心配
- ・金銭管理が適切に行われていない事例がある
- ・成年後見制度について、市民に対する制度の浸透、理解が不十分である

②障害者基本計画に関するアンケート 概要

- ・障害者を手助けしている家族の年齢は、50代から60代前半が最も多く、次いで、65歳から75歳までとなっています。これは、手助けする者の高齢化を示しており、成年後見制度の利用に対する潜在的な需要が高まっている可能性があります。
- ・成年後見制度の認知度に関する質問では、制度の名称や内容を知らないという回答が最も多く、制度の内容や相談先などの基本的な周知が不十分であることが判明しています。

③高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に係るアンケート 概要

- ・成年後見制度の認知度に関する質問では、制度について「知らない」または「内容を少し知っている」という回答が多数を占めました。

■成年後見制度の利用促進に向けての課題について（自由意見）

- ・制度や手続きについて知る機会が少ない、制度が分かりにくい
- ・選任される後見人等が適正であるか不安

(2) 君津市成年後見制度利用促進計画策定委員会の意見

計画策定にあたり、令和5年6月より、成年後見制度において実際に後見人等を担当する専門職（弁護士・司法書士・社会福祉士）を策定委員に迎え、君津市成年後見制度利用促進計画策定委員会を開催し、本市の成年後見制度の課題について意見を聴取しました。

■成年後見制度利用促進計画策定委員会の主な意見（自由意見）

○成年後見人等の担い手についての課題

- ・後見人等の担い手に関しては、君津市では特に司法書士・社会福祉士の担い手が不足しており、依頼を受けても受任が困難な状況が既に発生しています。
- ・法人が後見人等を受任する法人後見は、毎年受任している一方、解除・終了は少ないため、現在の人員体制では受任の限界に達しつつあります。

○成年後見人等への支援について

- ・担い手の不足のほか、後見の対象に複雑な事情や課題があり、支援が困難な事例の場合引き受け手がない場合もあります。後見人等の孤立を防ぎ、あとは後見人等が就けば、十分な支援が可能というような体制づくりが望ましいと言えます。計画においても、後見人等が引き受けやすい体制を目指す必要があります。
- ・後見人等の受任調整とは、単に引き受け手を見つけることではなく、被後見人の課題を整理することが必要です。
- ・成年後見人等への報酬助成制度は、県内市町村で制度がそれぞれ異なっており、助成対象となるか、常に不安があるため、検討の必要があります。

○中核機関等の体制整備について

- ・体制整備は段階的に実施することが望ましい。最初から全ての機能を盛り込むことは、人員や予算の面からも困難です。
- ・計画も中核機関運営も、実施主体はあくまで市ですが、分担や委託も可能です。市にとって最も適切な体制を模索する必要があります。
- ・中核機関を整備すれば、受任調整や相談等、後見人等のサポート体制が整うので、権利擁護を必要とする高齢者や障害者の様々な課題が改善する可能性があります。
- ・中核機関の実施主体はあくまで市であり、社会福祉協議会への委託も可能ですが、委託する場合は、十分な協議と、パートナーシップが必要です。

(3) 君津市の成年後見制度の課題

本市の現状について、アンケートや計画策定委員会での意見聴取の結果を踏まえ、君津市の成年後見制度利用促進のための課題は、主に以下の点が挙げられます。

○高齢者の課題

高齢化や、認知症の高齢者の増加により、成年後見制度の必要性が高まっていくことが予想されます。また、日常生活や金銭管理に不安を持つ方が増加すると見込まれます。

○障害者の課題

障がいのある方の増加や、障がいのある子どもの親の多くが、親亡き後を心配していることや、障がいのある方を見守る家族等の高齢化が進んでいることから、財産管理などの支援が必要な障害者が増加することが見込まれます。

○広報・周知活動

制度の分かりにくさなどから、市民にとって身近な制度ではなく、認知度も高くありません。必要とする方が必要な時に制度を認知し、利用できるよう、広報・周知の工夫が必要です。

○相談窓口の整理

窓口が分散しているため、各窓口の果たす役割の整理や、連携体制の改善などが必要です。

○後見制度の需要増加に対応できる体制づくり

高齢者と障害者の課題を受けて、成年後見の需要増加に対応できる体制づくりが必要です。

○成年後見に関する相談先や合議体の整備・設置の必要性

近年、成年後見制度の現場では、高齢者と障害者の両方が関わる案件など、複雑で困難な案件が増加しているため、市の担当や、後見人等のための相談先や支援体制が必要です。

そのために、中核機関の設置と、地域連携ネットワークの構築の取組が求められています。

○成年後見支援センターの充実、体制整備の必要性

法人後見や日常生活自立支援事業の充実のため、更なる人員拡充や体制整備が必要です。

○後見人等が安心して受任できる環境づくり

後見人等が受任しやすく、支援を受けられる環境づくりのため、相談窓口の整備や支援チームの構築などが必要です。

○後見人等の担い手の不足

後見人等の主な担い手である弁護士、司法書士、社会福祉士は、特に司法書士や社会福祉士において担い手が不足しており、受任困難な状況が発生しています。特に木更津市以南の地域ではその傾向が明らかであり、対策が必要です。

○後見人等報酬助成制度の見直し

後見人等への報酬支払いが困難な場合、市町村が報酬の助成を行う報酬助成制度は、多くの市町村で基準が異なるため、全国どこでも安心して必要な助成を受けられるよう、県内や近隣市等と連携した制度の見直しが必要です。

○市民後見人の育成

後見人の不足を解消するため、市民後見人の育成と選任後の支援が必要です。

○市民後見人養成講座修了者の活躍支援

後見人等として選任されていない方についても、地域福祉の担い手として活躍できる活躍支援体制の整備が必要です。

第3章



基本目標と施策体系

1 基本目標

基本理念の実現と、成年後見制度の利用促進を図るための取組として、3つの基本目標を掲げ、施策の推進を図ります。

(1) 成年後見制度の周知・相談受付の取組

権利擁護のために成年後見制度を必要とする市民が、必要な時に適切な利用ができるように、成年後見制度に関する広報・周知活動の充実と、複数の相談窓口の連携・整理に取り組みます。

また、市の実施する市長申立て制度について、制度に関する周知や、適正かつ迅速な実施を行います。

市民後見人の育成に関連して、市民後見人の養成講座を修了した者について、講座で学んだ内容や意欲を活かし、成年後見制度に関する周知・広報活動や、地域福祉の担い手として活躍するための支援について、検討します。

(2) 成年後見制度の需要増加に対応できる体制づくりの取組

成年後見制度の利用促進と、制度の需要増加に対応できる体制づくりのためには、権利擁護支援のための地域連携ネットワークの構築が重要です。

地域連携ネットワークは、制度を必要とする人が、適切に利用できるようにするための地域連携の仕組みであり、既存の保健・医療・福祉の連携に司法も含めた連携の仕組みを構築するものとされています。

そして、その役割と構成要素は次のそれぞれ3つとなります。

①地域連携ネットワーク

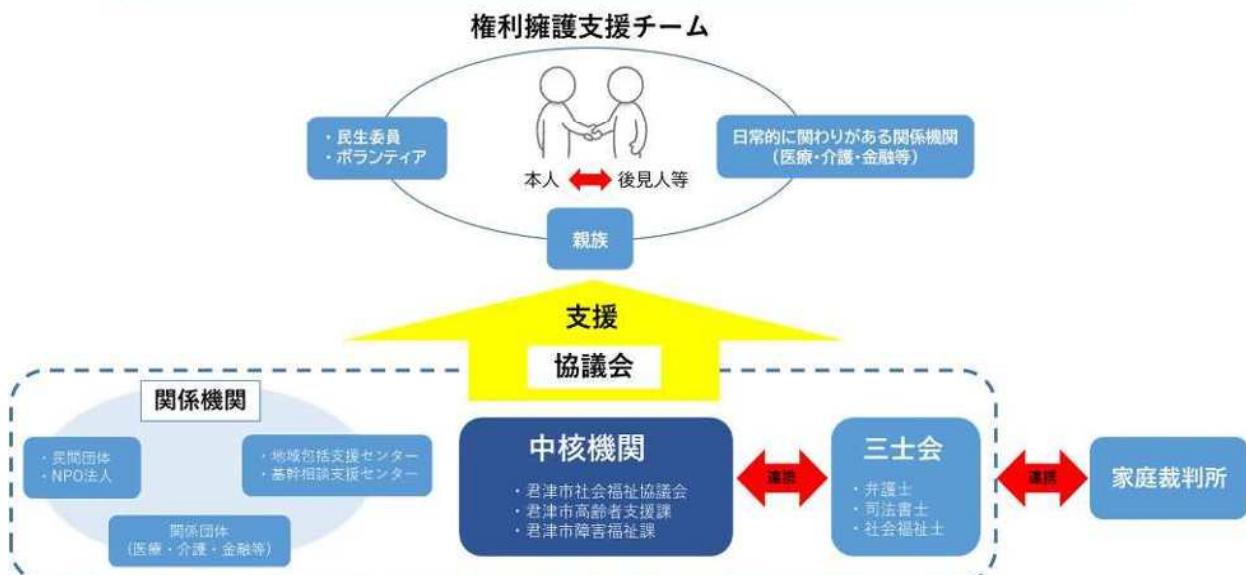
■地域連携ネットワークが担う3つの役割

- ①権利擁護支援を必要とする人の発見・支援
- ②早期の段階からの相談・対応体制の整備
- ③意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築

■地域連携ネットワークを構成する3つの要素

- ①本人を見守り、本人の意志や状況を把握して、必要な対応を行う「チーム」
- ②「チーム」の支援と、地域の関係者・団体等の連携づくりを進める「協議会」
- ③「チーム」と「協議会」のコーディネートを行う「中核機関」

君津市の地域連携ネットワークのイメージ



②中核機関の整備について

中核機関とは、地域連携ネットワークを構成する3つの要素の一つであり、地域連携ネットワークのコーディネートを担う機関です。中核機関と地域連携ネットワークは、下記の4つの機能を働かせ、地域連携ネットワークの3つの役割を遂行します。

■中核機関の4つの機能（+副次的効果）



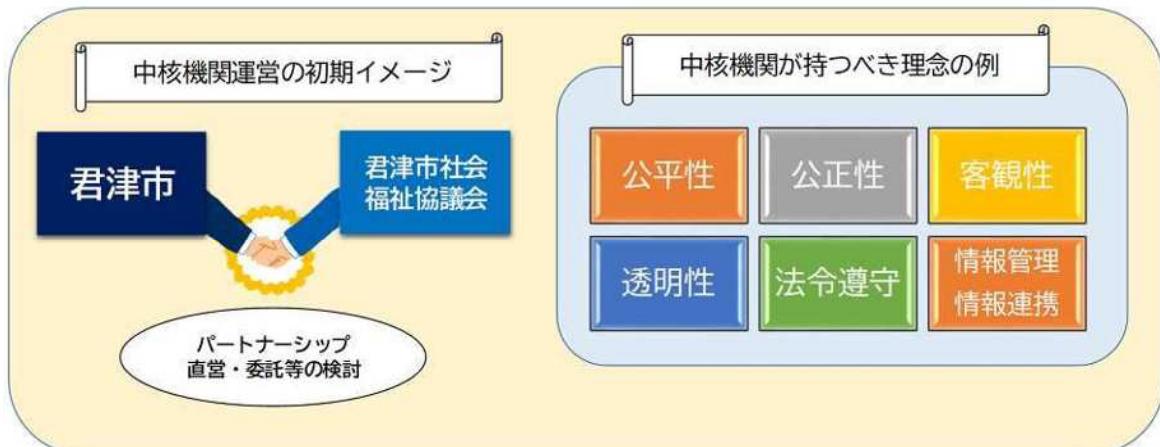
③中核機関の運営について

中核機関は、国の基本計画では、地域の実情に応じて、市町村が整備し、その運営に責任を持つことが想定されています（市町村直営または委託等）。

そこで本市では、君津市成年後見制度利用促進計画策定委員会において、中核機関の運営体制について、委員への意見聴取や市の実情の分析、近隣市の視察や実態調査などを実施しました。

その結果、君津市と市社会福祉協議会のパートナーシップにより、当面は共同体制で中核機関の運営を実施する方向で検討を進めていきます。

今後、計画期間内において、具体的な組織設計を行い、必要な機能や運営体制を整備します。



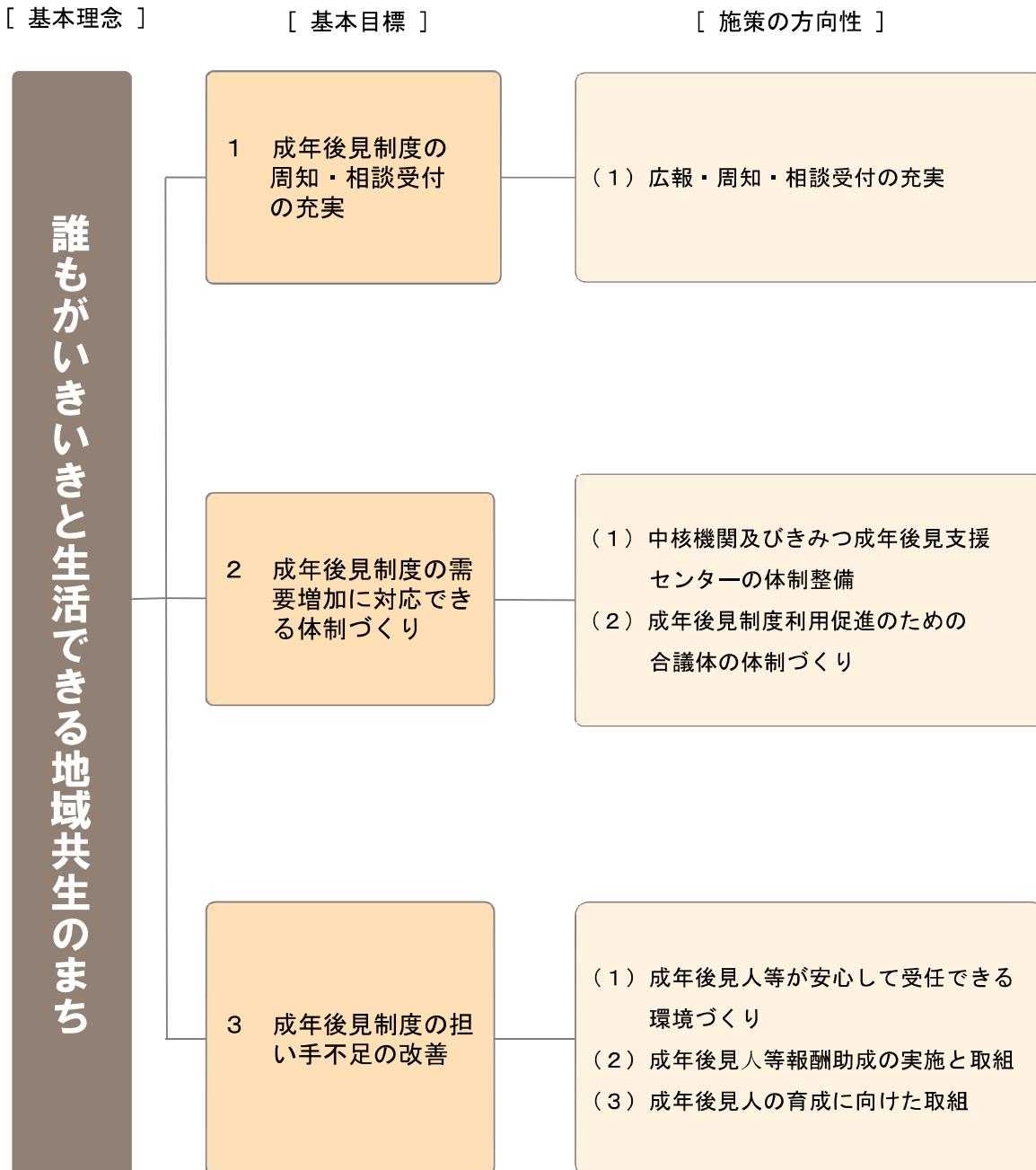
(3) 成年後見人等の担い手不足の改善に向けた取組

成年後見人等の担い手の不足を改善するためには、後見人等が孤立せず、安心して受任できる環境づくりが必要です。そこで、地域連携ネットワークや中核機関の整備を進め、後見人等の相談に対応できる窓口機能の整備と、権利擁護支援のためのチーム会議を開催できる体制整備を行うほか、市が実施している後見人等の報酬を助成する事業の継続と見直しに取り組みます。

また、後見人等の担い手の不足を直接的に改善する取り組みとして、きみつ成年後見支援センターの法人後見を担う人材の確保・育成と、中核機関による市民後見人の育成の取り組みを促進します。



2 施策体系





施策の方向性

第 4 章

1 計画の推進体制

本計画は、君津市が主体となり、君津市社会福祉協議会（きみつ成年後見支援センター）等の関係機関と連携して推進します。

(1) 君津市
(2) 後見実施機関（弁護士会、司法書士会、社会福祉士会、社会福祉協議会等）
(3) 各種関係者（医療・介護・福祉・法律関係者等）

|| 基本目標 1 成年後見制度の周知・相談受付の充実

（1）広報・周知・相談受付の充実

【事業の展開】

① 広報・周知活動の実施	
権利擁護を必要とする高齢者や障がいのある方が、必要な時に制度を利用できるよう、権利擁護支援や成年後見人の制度、相談窓口等に関する広報、周知活動を行います。また、相談等へ繋ぐ役割を持つ人々（家族・民生委員・福祉関係者等）への周知・広報活動を行います。	
主な取組や事業	担当課・関係機関等
● 市民向けの広報・周知活動	高齢者支援課 障がい福祉課
● 福祉関係者等への広報・周知活動	後見実施機関

② 明確な相談受付窓口の整理

現在の相談窓口（高齢者支援課、障がい福祉課、きみつ成年後見支援センター）を継続して運営するとともに、中核機関の設置を見据えて、窓口整理や情報連携を検討します。

主な取組や事業	担当課・関係機関等
● 相談受付窓口の運営と、整理等についての検討	高齢者支援課 障がい福祉課 後見実施機関

③ 市長申立ての実施と周知

市長が家庭裁判所への申立てを行う市長申立てについて、適正かつ迅速な実施を行うほか、制度についての周知を行います。

主な取組や事業	担当課・関係機関等
● 成年後見制度利用支援事業、相談支援事業	高齢者支援課 障がい福祉課

④ 市民後見人養成講座修了者の活躍支援

市民後見人の養成講座等の研修を終えた修了者について、市民後見人として選任されない場合も、講座で学んだ知識等を活かして、地域福祉の担い手や、成年後見制度の広報・周知活動等に活躍してもらうための支援について、検討します。

主な取組や事業	担当課・関係機関等
● 市民後見人養成講座修了者の活躍支援について検討	高齢者支援課 障がい福祉課 後見実施機関



||基本目標2 成年後見制度の需要増加に対応できる体制づくり

(1) 中核機関及びきみつ成年後見支援センターの体制整備

【事業の展開】

① 中核機関の設置に向けた取組	
成年後見制度の利用促進と君津市の課題解決のために、地域連携ネットワークの構築が重要です。中核機関は、そのコーディネートを行う重要な要素であり、広報・相談・制度の利用促進、後見人の支援といった機能を有します。この中核機関の設置について、スケジュールを作成し、取り組みます。	
主な取組や事業	担当課・関係機関等
● 中核機関の設置に向けた取組	高齢者支援課 障がい福祉課 厚生課 後見実施機関
スケジュール	
R 6	R 7
取組・準備	R 8 R 9 R 10 R 11
	設置・運営

②きみつ成年後見支援センターの整備・充実の促進	
成年後見制度の利用促進と君津市の課題解決、そして成年後見制度の需要増加に対応するための体制づくりとして、君津市社会福祉協議会内のきみつ成年後見支援センターの活動について、必要な人員や予算の整備・充実を促進します。	
主な取組や事業	担当課・関係機関等
● きみつ成年後見支援センターの整備・充実の促進	高齢者支援課 障がい福祉課 厚生課 後見実施機関

(2) 成年後見制度利用促進のための合議体の体制づくり

【事業の展開】

① 地域連携ネットワークの構築に向けた検討と取組					
主な取組や事業	担当課・関係機関等				
● 地域連携ネットワークの構築に向けた検討と取組	高齢者支援課 障がい福祉課 後見実施機関 各種関係者				
スケジュール					
R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
検討・取組	構築・運営				

② 権利擁護支援のための協議会及び定例会の準備・開催					
主な取組や事業	担当課・関係機関等				
● 協議会及び定例会を準備・開催するための取組	高齢者支援課 障がい福祉課 後見実施機関 各種関係者				
スケジュール					
R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
取組・準備	開催				

|| 基本目標3 成年後見制度の担い手不足の改善

(1) 成年後見人等が安心して受任できる環境づくり

【事業の展開】

① 成年後見人等の相談支援体制の整備

成年後見制度の現場では複雑で困難な案件が増加しているため、成年後見人等が孤立しないよう、安心して受任できる環境づくりが必要です。そこで、地域連携ネットワークや中核機関の役割や機能を活用した、成年後見人等の相談に対応できる窓口等の体制整備や、各種専門職や行政職で構成される支援のためのチームを、必要に応じて構築できる体制づくりに、スケジュール作成して取り組みます。

主な取組や事業	担当課・関係機関等
● 成年後見人等相談支援体制の整備	高齢者支援課 障がい福祉課 後見実施機関 各種関係者
● 権利擁護支援のためのチームを構築できる体制づくり	高齢者支援課 障がい福祉課 後見実施機関 各種関係者
スケジュール	
R 6	R 7 R 8 R 9 R 10 R 11
体制づくり	実施

(2) 成年後見人等報酬助成の実施と取組

【事業の展開】

② 成年後見人等報酬助成の実施と取組

被後見人が、後見人等への報酬の支払いが困難な場合、市が報酬の助成を行っています。権利擁護を必要とする者が、安心して制度を利用できるよう、引き続き助成事業を実施します。

また、市町村ごとに内容が異なる制度であるため、後見人等が安心して報酬の支払いを受けられるよう、他市町村と連携して制度の見直しに取り組みます。

主な取組や事業	担当課・関係機関等
● 成年後見制度利用支援事業、相談支援事業(再掲)	高齢者支援課 障がい福祉課

(3) 成年後見人の育成に向けた取組

【事業の展開】

① 法人後見の受任体制の充実に向けた取組の促進

君津市社会福祉協議会内のきみつ成年後見支援センターは、法人として後見人等の受任を行っています。そこで、後見人等の担い手不足の改善のために、法人後見業務を担う人材の確保と育成の取り組みを促進します。

主な取組や事業	担当課・関係機関等
● 法人後見の受任体制の充実に向けた取組の促進	高齢者支援課 障がい福祉課 厚生課 後見実施機関

② 市民後見人の育成

成年後見人等の担い手の不足を解消するために、市民後見人の育成について検討し、取り組みを促進します。

主な取組や事業	担当課・関係機関等
● 市民後見人の育成に向けた取組の促進	高齢者支援課 障がい福祉課 厚生課 後見実施機関